

令和4年度青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援
アドバイザー派遣要領

(目的)

第1 商店街における今後の方向性の検討や、課題解決のための新たな取組に積極的に取り組む団体（以下「街づくり参画団体」という。）に対し、適切な助言・指導を行うアドバイザーを派遣することによって商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、街づくり参画団体とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 任意の商店街団体等であつて知事が適当と認める団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会連合会
- (5) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (6) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 第三セクター

第三セクターとは、次に掲げるものをいう。

- ① 一般社団法人若しくは一般財団法人であつて地方公共団体及び商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が拠出しているもの
 - ② 地方公共団体が100パーセントの拠出をしている公益法人
 - ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する特定会社であつて、地方公共団体が出資しているもの
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であつて、知事が街づくりに関する活動を行う団体と認める法人
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校
 - (10) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中小企業者
 - (11) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
 - (12) 商店街の活性化を図るため、ソフト事業を行おうとする上記以外の団体で知事が適当と認める団体

(対象となる取組)

第3 アドバイザー派遣の対象となる取組は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街における今後の方向性の検討や、少子高齢化社会対応、街なか観光、若者を呼び込む街づくり、街なか居住、子育て支援、環境・リサイクルなど、地域社会の抱える課題を、商店街が中心となって解決に取り組む事業（以下「街づくり支援事業」という。）又は街づくり支援事業につながる取組であること。
- (2) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要をとらえながら、今後の可能性を開く要素があること。

(派遣申請)

第4 アドバイザーの派遣を申請しようとする街づくり参画団体は、「青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣申請書」（第1号様式）を県に提出しなければならない。

(派遣決定の通知)

- 第5 県は、申請内容を審査し、アドバイザーを派遣することが適当と認める場合は、派遣の日時や具体的内容等について、申請者や派遣を依頼するアドバイザーと必要に応じて協議をし、「青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 県は、前項の規定により派遣決定の通知をしたときは、アドバイザーに通知書の写しを交付するものとする。

(経費負担等)

第6 県は、予算の範囲内において、アドバイザーの派遣に係る謝金、旅費を負担することとし、これ以外の経費又は資機材の提供等については、派遣を受ける街づくり参画団体が負担するものとする。

(実績報告書)

第7 アドバイザーの派遣を受けた街づくり参画団体は、派遣終了後、「青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣実績報告書」（第3号様式）を県に提出するものとする。

(秘密等保持)

第8 県及びアドバイザーは、派遣に関して知り得た街づくり参画団体の情報を他に漏らしてはならない。アドバイザーの派遣が終了した後も同様とする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

第1号様式

青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援
アドバイザー派遣申請書

令和 年 月 日

青森県商工労働部商工政策課長 殿

住 所
名 所
代表者氏名

令和4年度青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣要領第4
の規定により、下記のとおり申請します。

記

街づくり 参画団体名	
連絡先	(電話) (E-mail) (FAX)
事業目的	
アドバイス 希望内容	
派遣希望日時	第1希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 第2希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 第3希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣希望場所	
(貴団体が希望する専門家がいる場合は記入してください。)	
住所:〒	
氏名:	
電話:	
(派遣されるアドバイザーの対応を行う担当者及び連絡先)	
担当者:	
連絡先:	

第2号様式

青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援
アドバイザー派遣決定通知書

令和 年 月 日

(街づくり参画団体) 殿

青森県商工労働部商工政策課長

令和 年 月 日付けで申請のあったアドバイザー派遣については、下記のとおり派遣することとしましたので通知します。

記

1 派遣内容

アドバイザー氏名	
派遣予定日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣場所	所在地 会場名 電話
事業目的	
アドバイスの内容	

2 派遣条件

アドバイザーの派遣を受けた後、令和4年度青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣実績報告書(第3号様式)により、アドバイスの内容等を県に報告してください。

第3号様式

青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援
アドバイザー派遣実績報告書

令和 年 月 日

青森県商工労働部商工政策課長 殿

住 所
名 所
代表者氏名

令和4年度青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援アドバイザー派遣要領第7
の規定により、アドバイザーの派遣実績について報告します。

記

アドバイザー氏名	
派遣日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣場所	所在地： 会場名： 電 話：
出席者数	
事業の目的	
アドバイスの内容	
アドバイスの効果 及び今後の具体的 取組等	

(注) アドバイスに使用した資料、アドバイス時の写真、出席者名簿（出席者の所属先
等、連絡先が分かるもの）等を添付してください。